

# 租税特別措置法（石油石炭税〔地球温暖化対策のための課税の特例〕関係）の改正

目 次	
一 地球温暖化対策のための課税の特例の創設……………	688
二 特定の輸入石油製品等に係る石油石炭税の免税措置の適用期限の延長……………	695
三 輸入特定石炭に係る石油石炭税の免税措置の適用期限の延長……………	696
四 輸入沖縄発電用特定石炭に係る石油石炭税の免税措置の適用期限の延長等……………	697
五 特定の国産石油製品に係る石油石炭税の還付措置の適用期限の延長……………	698
六 国産石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付措置の適用期限の延長……………	699

## 一 地球温暖化対策のための課税の特例の創設

### 1 制度創設の背景及び制度の概要

#### (1) 創設の背景

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題です。欧州諸国を中心とした諸外国では、1990年代以降、燃料などのCO<sub>2</sub>排出源に対する課税を強化し、価格メカニズムを通じたCO<sub>2</sub>排出の抑制や企業による省エネ設備導入の支援などを行う施策が進められています。

我が国では、温室効果ガスの約9割をエネルギー起源CO<sub>2</sub>が占めており、今後、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化などのエネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出抑制対策を強化することは不可欠です。

こうした状況に鑑み、我が国においても税制による地球温暖化対策を強化するとともに、エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出抑制のための諸施策を実施していく観点から、平成23年度税制改正では、上記の考え方にに基づき、「地球温暖化対策のための税」を盛り込んだところですが、国会における審議の結果、この改正事項については見送

られることとされました。この改正事項については、地球規模の重要かつ喫緊の課題である地球温暖化対策を進める観点から、平成24年度税制改正大綱に盛り込まれ、平成24年度税制改正として実現することとされました。

#### (参考1) 創設の経緯等

地球温暖化対策税を含む税制のグリーン化については、平成22年度税制改正において、これまでの環境省等からの税制改正要望を踏まえ、政府税制調査会で議論が行われました。その結果、平成22年度税制改正大綱では、地球温暖化対策のための税について、平成23年度実施に向けた成案を得るべく、更に検討を進めることとされるとともに、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）附則第148条においても、「政府は、地球温暖化対策のための税について、新租税特別措置法第88条の8第1項及び地方税法等改正法第1条による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第12条の2の8の規定により当分の間規定する税率の取扱いを含め、平成23

欧州諸国における環境関連税制の主な変遷

イギリス	<p>1993～99年 既存のエネルギー税制の引上げ 炭化水素油税（ガソリン、軽油、重油等）について、税率を物価上昇率以上に毎年引上げ（エスカレーター制度）。</p> <p>2001年 既存のエネルギー税制の対象外エネルギーに新税を導入 炭化水素油税が課税されない事業用の電気、石炭、天然ガス等に新たに気候変動税を課税。</p>
ドイツ	<p>1999年 既存のエネルギー税制の引上げ、既存のエネルギー税制の対象外エネルギーに新税を導入 鉱油税（ガソリン、軽油、重油等）を引上げ。鉱油税が課税されない電気に新たに電気税を課税。</p> <p>2006年 既存のエネルギー税制の対象を拡大 鉱油税について、課税対象外の石炭に課税対象を拡大し、エネルギー税に改組。</p>
フランス	<p>2007年 既存のエネルギー税制の対象外エネルギーに新税を導入 石油産品国内消費税（ガソリン、軽油、重油等）が課税されない石炭に新たに石炭税を課税。</p> <p>2010年から既存のエネルギー税制に上乘せる「炭素税」の導入を予定していたが、違憲判決を受けて無期限延期 既存のガソリン、軽油等の税金に上乘せして炭素含有量に応じた新税を導入予定（2009年12月18日両院で可決）だったが、①電力、②欧州排出権取引に参加する大手企業が対象外となっていることから、「課税の公平さを欠き、地球温暖化防止という目的に合致しない」として憲法院にて違憲判決が出された（同年12月29日）。</p>
オランダ	<p>1992年 既存のエネルギー税制に加え新税を導入 鉱油税（ガソリン、軽油等）に加えて炭素含有量・エネルギー量を基準とした一般燃料税（石炭は新規課税）を導入 ※ 一般燃料税導入以前は、一般燃料課徴金が課されていた。</p> <p>2004年 炭素含有量等に応じた税をやめ、既存のエネルギー税制に統合 ガソリン、軽油、重油等については一般燃料税を鉱油税に統合。既存のエネルギー税制がなかった石炭についてのみ一般燃料税を「燃料税」として存続。 ※ 家庭等による小規模なエネルギー消費を対象に1996年に導入された規制エネルギー税をエネルギー税に改組。</p>
フィンランド	<p>1990年 既存のエネルギー税制に炭素含有量に応じた付加課税部分を設定 既存の燃料課税（ガソリン等）の付加課税部分として炭素含有量に応じた税率を設定（ただし、天然ガスは半額）。 ※ 1994年に炭素含有量及びエネルギー量に応じた税率に、1997年には再度炭素含有量に応じた税率に考え方を変更。</p> <p>2011年 既存のエネルギー税制の引上げ 雇用者の社会保障費負担軽減に伴う減収分の補てん等を目的として、大規模な増税を実施。</p>
スウェーデン	<p>1991年 既存のエネルギー税制に上乘せして炭素含有量に応じた新税を導入 既存のエネルギー税制（ガソリン、軽油、重油等）に上乘せして炭素含有量に応じた二酸化炭素税を導入。 ※ エネルギー税を軽減する一方、二酸化炭素税はほぼ毎年税率を引上げ。</p> <p>2001年 「税制のグリーン化」の開始 家庭部門に対して、電気に係るエネルギー税及び二酸化炭素税の増税を開始。以後、ほぼ毎年増税を実施。</p>
デンマーク	<p>1992年 既存のエネルギー税制に上乘せして炭素含有量に応じた新税を導入 既存のエネルギー税制（ガソリン、軽油等）に上乘せして炭素含有量に応じた二酸化炭素税を導入。</p>

（出典）各国政府資料及びOECD資料より作成

年度の実施に向けた成案を得るよう、検討を行うものとする」こととされました。

これを受け、平成23年度税制改正において、環境省・経済産業省から税制改正要望が提出され、政府税制調査会で議論が行われるとともに、民主党においては、税制改正PTに地球温暖化対策税検討小委員会が設けられ平成22年9～11月に議論が行われました。同検討小委員会においては、地球温暖化対策税にかかる基本方針が示され、民主党税制改正PTで取りまとめられた「平成23年度税制改正主要事項にかかる提言」（平成22年12月6日）に盛り込まれました。その中では、「CO<sub>2</sub>排出量を2030年に1990年比30%削減するため、石油石炭税を活用して、化石燃料のCO<sub>2</sub>排出量に着目して課税する『地球温暖化対策のための税』を設けるべきである」との提言がなされ、政府税制調査会に報告されました。その後、地球温暖化対策のための税の導入を盛り込んだ平成23年度税制改正大綱が閣議決定（平成22年12月16日）され、これを含む「所得税法等の一部を改正する法律案」（以下「23年度改正当初税法案」といいます。）が国会に提出されました。

しかし、23年度改正当初税法案については、年度内に成立せず、与野党間（民・自・公）で協議が行われた結果、地球温暖化対策のための税を含む税制抜本改革の一環をなす改正事項などについては、震災復興のための補正予算の検討と併せて与野党間で協議を続けること等が合意されました。具体的には、3党合意（平成23年6月8日）において、「平成23年度税制改正法案のうち、（中略）『地球温暖化対策のための税』の導入としての石油石炭税の税率の上乗せの扱いについては、復興のための23年度補正予算の検討と併せ、各党間で引き続き協議する」とされたことを受け、23年度改正当初税法案については、税制抜本改革の一環をなす改正事項のみを残し、名称も「経済社会の構造の変化に対応した税制の

構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」（以下「修正税法案」といいます。）とする修正を行うこととされました。その後、修正税法案についても国会での審議が進まず、与野党間で23年度の税制改正事項の取扱いについて協議が行われた結果、地球温暖化対策のための税については修正税法案から削除することとされました。具体的には、3党合意（平成23年11月10日）において、23年度改正事項の取扱いとして「法人課税と納税環境整備以外の項目は今改正から削除（中略）23年度改正事項のうち積み残し分については、平成24年度税制改正又は税制抜本改革に合わせ成案を得るよう、各党でそれぞれ努力する」こととされ、地球温暖化対策のための税は、修正税法案から削除するよう国会で修正されました。

平成24年度税制改正において、民主党税制調査会で取りまとめられた「平成24年度税制改正における重点要望等について」（平成23年11月28日）の中で、地球温暖化対策のための税については、「エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出抑制のための諸施策を総合的に実施していく観点から、平成23年税制改正法案で提案した通り、地球温暖化対策のための石油石炭税の課税の特例を設けるべきである」とこととされました。これを受け、政府税制調査会において平成23年12月には、23年度改正の積み残し事項の整理として議論が行われ、その結果、地球温暖化対策のための税を盛り込んだ平成24年度税制改正大綱が閣議決定（平成23年12月10日）され、これを含む「租税特別措置法等の一部を改正する法律案」が国会に提出され、平成24年3月30日に成立し、地球温暖化対策のための税については平成24年10月1日より施行されることとされました。

#### （参考2）石油石炭税の沿革

石油税（現行 石油石炭税）は、昭和53年度税制改正において、石油一般の利用に共通

する便益性に着目し、石油対策に係る財政需要に配慮して、広く石油に対して負担を求めするために創設されました（昭和53年6月から課税）。その税収は、当初、石油対策の財源となっていましたが、昭和55年度以降、石油代替エネルギー対策、平成5年度以降、省エネルギー対策等にも充てられることとされました。

昭和59年度税制改正において、エネルギーの需給動向等を踏まえて、石油及び石油代替エネルギー対策の財源確保を図るため、税率の引上げ及びガス状炭化水素（LPG、LNG等）の課税対象への追加が行われました（昭和59年9月から課税）。

昭和63年度税制改正において、昭和63年度における石油税の税負担の安定を図りつつ、石油及び石油代替エネルギー対策財源を安定的に確保する観点から、租税特別措置法により、課税方式を従量税化するとともに、所要の増収措置が講じられ（昭和63年8月から従量税が適用）、税制の抜本的改革において、本法で従量税化されました（平成元年4月）。

平成15年度税制改正において、歳出面で、

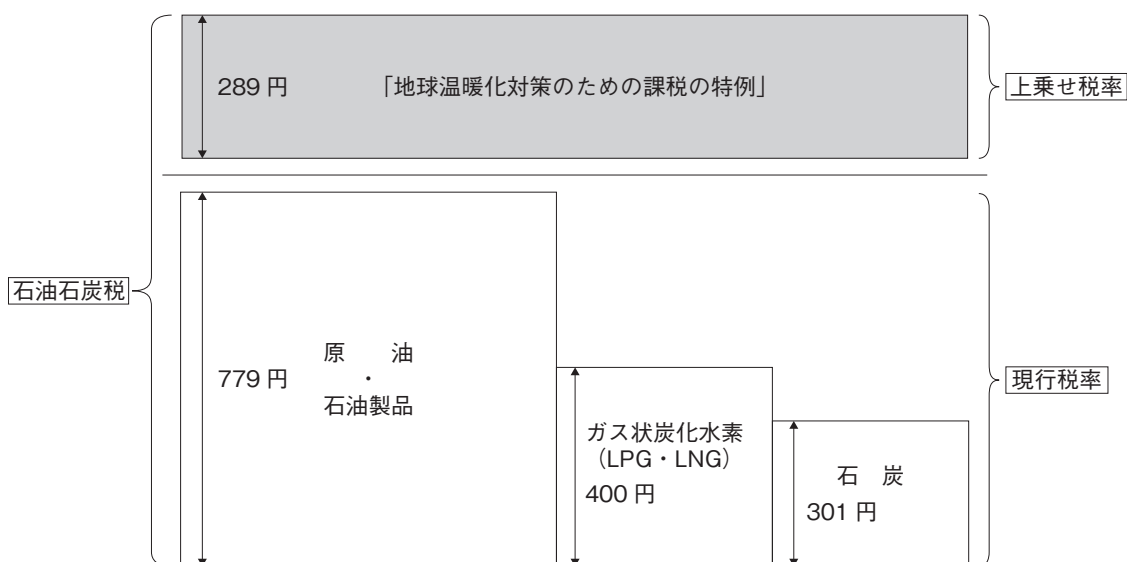
国際的な視点に立脚したエネルギーの安定供給の確保と京都議定書を踏まえたエネルギー分野における地球温暖化問題への対応が実施されることを踏まえ、歳入面においては、その財源となる石油税について、負担の公平の観点から見直し、ガス状炭化水素の税率の引上げ及び石炭の課税対象への追加が行われました（平成15年10月から段階的に実施）。なお、新たに石炭に課税されることに伴い、「石油税」の名称が「石油石炭税」に改められました。

## （2）「地球温暖化対策のための課税の特例」の概要

地球温暖化対策のための税は、広範な分野にわたりエネルギー起源CO<sub>2</sub>排出抑制を図るため、全化石燃料を課税ベースとする現行の石油石炭税にCO<sub>2</sub>排出量に応じた税率を上乗せする「地球温暖化対策のための課税の特例」を設けるものです。

この特例により上乗せする税率は、原油及び石油製品については1klにつき760円、ガス状炭化水素は1tにつき780円、石炭は1tにつき670円とされています。

### 「地球温暖化対策のための課税の特例」のCO<sub>2</sub>排出量1t当たりの税率（24年度改正）



地球温暖化対策のための税は、「広く薄く」負担を求めることで、特定の分野や産業に過重な負担となることを避け、課税の公平性が確保されています。また、その導入に当たっては、急激な負担増とならないよう、税率を段階的に引き上げるとともに、一定の分野については、所要の免税・還付措置を設けることとされています。併せて、燃料の生産・流通コストの削減や供給の安定化、物流・交通の省エネ化のための方策や、過疎・寒冷地に配慮した支援策についても実施することとされています。

年10月1日以後に原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取場から移出される原油、ガス状炭化水素若しくは石炭又は保税地域から引き取られる原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素若しくは石炭に係る石油石炭税の税額は、石油石炭税法第9条の規定にかかわらず、原油及び石油製品については1klにつき2,800円（760円の上乗せ）、ガス状炭化水素については1tにつき1,860円（780円の上乗せ）、石炭については1tにつき1,370円（670円の上乗せ）の税率により計算した金額とすることとされました（措法90の3の2）。ただし、導入に当たって、急激な負担増とならないよう、税率引上げは段階的に実施されることとなっており、具体的な適用税率は次のとおりです（措法90の3の2、改正法附則43②③）。

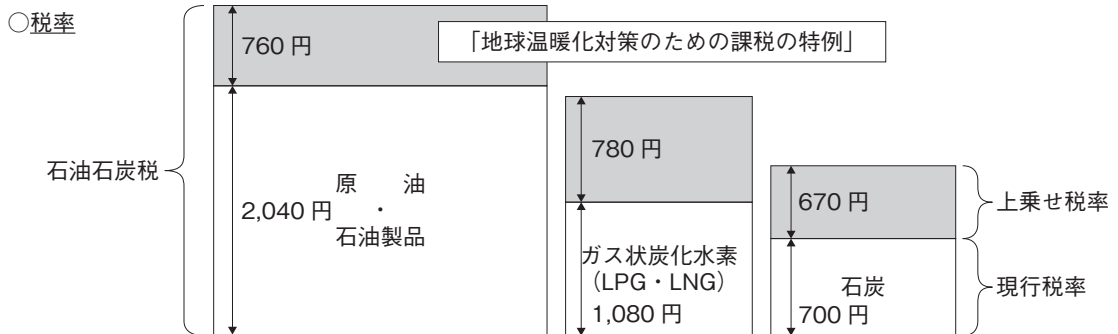
## 2 制度の内容

### (1) 地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例

地球温暖化対策を推進する観点から、平成24

#### 「地球温暖化対策のための課税の特例」について（24年度改正）

- 石油石炭税に、「地球温暖化対策のための課税の特例」を設け、CO<sub>2</sub>排出量に応じた税率を上乗せする。
- 平成24年10月1日から実施し、税率は段階的に引き上げることとする。
- 増収見込額 初年度 約391億円 平年度 約2,623億円



#### ○段階的实施

課税物件	現行税率	平成24年10月1日～	平成26年4月1日～	平成28年4月1日～
原油・石油製品 [1klにつき]	(2,040円)	+250円 (2,290円)	+250円 (2,540円)	+260円 (2,800円)
ガス状炭化水素 [1tにつき]	(1,080円)	+260円 (1,340円)	+260円 (1,600円)	+260円 (1,860円)
石炭 [1tにつき]	(700円)	+220円 (920円)	+220円 (1,140円)	+230円 (1,370円)

※( )は石油石炭税の税率。

具体的には、原油及び石油製品、ガス状炭化水素並びに石炭に対し、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）1 tにつき289円（炭素（C）1 t当たり換算すると1,060円）の税率の上乗せを行うこととされ、原油及び石油製品については1 klにつき760円、ガス状炭化水素は1 tにつき780円、石炭は1 tにつき670円の税率の上乗せを行うこととされました。

（参考1）CO<sub>2</sub>・1 tにつき、289円

C・1 tにつき、1,060円

$(289円 \times 44/12 [CO_2 = 12 + 16 \times 2])$

（参考2）原油及び石油製品：1 klにつき、760円

$(289円 \times 2.62kg - CO_2 / \ell)$

ガス状炭化水素：1 tにつき、780円

$(289円 \times 2.70kg - CO_2 / \ell)$

石炭：1 tにつき、670円

$(289円 \times 2.33kg - CO_2 / \ell)$

地球温暖化対策のための税による税収及び税率については、平成23年度税制改正において、エネルギー起源CO<sub>2</sub>対策として必要となる予算規模、その導入に伴うCO<sub>2</sub>削減効果や、負担増についての納税者の理解等を総合的に勘案し、原油及び石油製品で見れば1 klにつき760円程度（税収：2,400億円程度）の水準が必要であると判断されたものです。

こうした税収及び税率の考え方については、平成24年度税制改正においても、地球温暖化対策が引き続き地球規模の重要かつ喫緊の課題であることに鑑み、概ね合理的かつ妥当であると考えられたことから、平成23年度税制改正法案で提案した通りの税率で導入することとされました。

地球温暖化対策のための税の導入に伴う国民負担としては、1世帯当たりの追加的な負担額で、年間1,200円程度であり、概ね月100円程度の負担増となると見込まれています（家計調査（平成22年）等を基に、環境省・経済産業省が試算したものです）。

地球温暖化対策のための税による税収の主要

な用途は、その導入された目的に鑑みれば、エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出抑制のための諸施策の推進であり、例えば、リチウムイオン電池などの革新的な低炭素技術集約産業の国内立地の推進、中小企業等による省エネ設備導入の推進、地方の特性に合わせた再生可能エネルギー導入の推進等の諸施策が行われることとされています。

## （2）地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例に係る免税・還付措置

### （i）特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税の軽減措置

特定用途石炭（苛性ソーダの製造業を営む者が自ら発電（苛性ソーダの製造に使用する電気に係るものに限ります。）の用に供する石炭と塩製造業者が自ら発電（電流を流すことにより海水を濃縮する方法として一定の方法による塩の製造に使用する電気に係るものに限ります。）の用に供する石炭のことをいいます。）を、保税地域から引き取ろうとする場合において、平成24年10月1日から平成26年3月31日までの間に、その引き取ろうとする者がその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けてその特定用途石炭を引き取るときは、その引取りに係る石油石炭税の税額は、上記(1)にかかわらず、石油石炭税法第9条第3号に定める税率により計算した金額とすることとされ（措法90の3の3①）、地球温暖化対策のための税に係る部分は免税とすることとされました。

この軽減措置は、苛性ソーダの製造及び塩の製造については、エネルギー集約度が極めて高いこと、地域雇用に重大な影響を与えること等に配慮して創設されています。

また、軽減の申請は、その引き取ろうとする特定用途石炭が、苛性ソーダの製造業を営む者が自ら発電の用に供する石炭に該当するものである旨の経済産業大臣の証明書又は塩製造業者が自ら発電の用に供する石炭に該当するものである旨の財務大臣の証明書を添え

て行うこととされています（措令48の6①）。

なお、この軽減措置の適用を受けた石炭について、特定の用途以外の用途に供し、又は特定の用途以外の用途に供するために譲渡した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとされました（措法90の7③一）。

- (ii) 特定の石油製品を特定の運送又は農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付措置

次表に掲げる者が、平成24年10月1日から平成26年3月31日までの間に、石油石炭税課税済みの原油又は粗油から国内において製造された特定用途石油製品（次表に掲げるものをいいます。）を、次表に掲げる用途に供した場合には、これらの用途に供した特定用途石油製品につき、上記(1)の原油及び石油製品の税率により計算した石油石炭税額と石油石炭税法第9条第1号に定める税率により計算した石油石炭税額との差額に相当する金額をその特定用途石油製品の製造者又はその特定用途石油製品を保税地域から引き取った者（国税庁長官の承認を受けた者に限ります。以下「承認輸入者」といいます。）に還付することとされました（措法90の3の4①）。

この還付措置のうち、特定の運送の用に供した場合（次表1から4）については、環境負荷の少ない大量輸送機関としての活用（モーダルシフト）、公共交通機関としての国民生活上の重要性等に配慮し、農林漁業の用に供した場合（次表5）については、生産過程においてCO<sub>2</sub>を蓄積・固定する効果、農林漁業経営の安定の確保等に配慮して、創設されました。

また、還付の申請は、特定用途石油製品の製造者又は承認輸入者が、その特定用途石油製品が次表の用途に供された日後1年以内（農林漁業の用に供された場合にあっては、2年以内）に、次表1から4までの用途に供された特定用途石油製品に該当する旨の国土交通大臣の証明書又は次表5の用途に供された特定用途石油製品に該当する旨の農林水産大臣の証明書を添えて行うこととされています（措令48の7①）。

なお、偽りその他不正の行為により、この還付措置による還付を受け、又は受けようとした者は、10年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとされました（措法90の7①）。

	使用者	石油製品	用途
1	内航海運業法に規定する内航海運業を営む同法の規定による登録を受けた者又は届出を行った者	軽油又は重油	内航海運業に係る内航運送の用
2	海上運送法に規定する一般旅客定期航路事業を営む同法の規定による許可を受けた者	軽油又は重油	一般旅客定期航路事業の用（遊覧の用その他の一定の用途を除きます。）
3	鉄道事業法の規定による許可を受けた者	軽油	第一種鉄道事業及び第二種鉄道事業の用（鉄道用車両の動力源の用途に限ります。）
4	航空法に規定する国内定期航空運送事業を営む同法の規定による許可を受けた者	航空機燃料	国内定期航空運送事業の用
5	農林漁業を営む者	軽油	農林漁業の用

(iii) 従前の石油石炭税の免税・還付措置

平成24年度税制改正前の石油石炭税に係る免税・還付措置が設けられている輸入・国産石油化学製品製造用揮発油等、輸入特定石炭、輸入沖縄発電用特定石炭等、輸入・国産農林漁業用A重油、国産石油アスファルト等については、「地球温暖化対策のための課税の特例」により上乘せされている税率についても、免税・還付措置が適用されます。

ら施行されますが、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例」については、前述のように、3段階に分けて実施されることとなります(改正法附則1三、43②③)。また、それに伴い、「特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税の軽減措置」及び「特定の石油製品を特定の運送又は農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付措置」について、所要の経過措置が講じられています(改正法附則44①、45①)。

### 3 適用関係

上記2(1)及び(2)の改正は、平成24年10月1日か

## 二 特定の輸入石油製品等に係る石油石炭税の免税措置の適用期限の延長

### 1 改正前の制度の概要

(1) 制度の趣旨

我が国の石油化学産業は、製品コストに占める原料コストの占める割合が大きく産業構造が脆弱であり、激化する国際競争の下で厳しい状況に置かれており、原料コストの削減等が重要な課題となっています。このような中、輸入石油化学製品製造用揮発油は、自動車部品、医薬品、化粧品、洗剤及び衣服といった極めて広範な産業・企業に原材料として供給され、国民生活を支える重要な基礎素材となっており、多くの諸外国においても免税措置が講じられているところです。

また、我が国の農林水産業は、中小零細な事業者が多いという基本的な経営基盤の脆弱性を有しており、農林漁業用A重油等は、農林水産業者にとって漁船燃料やビニールハウスの加温用燃料として欠かせないものとなっている中、その経費に占める割合が高い状況にあります。

このような状況を踏まえ、租税特別措置法において、特定の輸入石油製品等のうち、特定の石油化学製品の製造に使用される揮発油等や農林漁業用に供される一定のA重油等については、

石油石炭税の免税措置が講じられています。

(2) 制度の概要

石油税の創設の際、輸入石油製品のうち、特定の石油化学製品の製造に使用される揮発油並びに農林漁業用に供される一定のA重油等については、租税特別措置法において、石油税の免税措置が講じられました。

その後、昭和59年度税制改正においては、新たに石油税の課税対象とされたガス状炭化水素のうちアンモニア等の製造に使用される輸入LPGが免税対象に追加され、平成4年度税制改正においては、石油化学製品製造用重質NGL、平成16年度税制改正においては、石油化学製品製造用灯油及び軽油が免税対象に追加されてきました。

なお、免税対象となる輸入石油製品等は、次のとおりです(旧措法90の4)。

(イ) 関税暫定措置法施行令第4条に掲げられている石油化学製品の製造に使用する重質NGL(ガス状炭化水素を採取する際に採取された原油のうち、温度15度における比重が0.8017を超えないもの)

(参考) 関税暫定措置法施行令第4条に掲げられる石油化学製品



エチレン、プロピレン、ブチレン、ブタジエン、ベンゼン、トルエン、キシレン、ノルマルヘキサン、石油樹脂、酢酸、ギ酸、プロピオン酸、こはく酸、アセトン、高級アルコール（一分子を構成する炭素の原子の数が7個から10個までのものに限り、）、ブチルアルコール、ノルマルブチルアルデヒド、シクロヘキサン、カプロラクタム、アンモニア

(ロ) 関税暫定措置法施行令第4条に掲げられている石油化学製品の製造に使用する揮発油

(ハ) 関税暫定措置法施行令第5条に掲げられている石油化学製品の製造に使用する灯油及び軽油  
(参考) 関税暫定措置法施行令第5条に掲げられている石油化学製品

エチレン、プロピレン、ブチレン、ブタジエン、ベンゼン、トルエン、キシレン、石油樹脂

(ニ) 農林漁業用に供される一定のA重油及び粗油（温度15度における比重が0.83以上0.9037以下の重油及び粗油で、引火点が温度130度

以下のもの）

(ホ) アンモニア、オレフィン系炭化水素又は無水マレイン酸の製造に使用する石油ガスその他のガス状炭化水素

## 2 改正の内容

「特定の輸入石油製品等に係る石油石炭税の免税措置」の適用期限は、平成24年3月31日までとされていましたが、このうち、「輸入石油化学製品製造用揮発油等に係る石油石炭税の免税措置」（上記1(2)(イ)～(ハ)及び(ホ)に係る免税措置）については、政策税制措置による安定的な設備投資の支援や我が国産業の国際競争力の確保という観点等も踏まえ、その適用期限を当分の間延長し、適用期限の定めのない措置とすることとされました。

また、「輸入農林漁業用A重油等に係る石油石炭税の免税措置」（上記1(2)(ニ)に係る免税措置）については、その適用期限は、平成24年3月31日までとされていましたが、2年延長することとされ、平成26年3月31日までとされました（措法90の4）。

## 三 輸入特定石炭に係る石油石炭税の免税措置の適用期限の延長

### 1 改正前の制度の概要

#### (1) 制度の趣旨

平成15年度税制改正において、石炭が石油石炭税の課税対象に追加されましたが、輸入石炭のうち、鉄鋼の製造に使用する石炭、コークスの製造に使用する石炭及びセメントの製造に使用する石炭（以下「特定石炭」といいます。）については、

① これらの製品の製造用原料として石炭の使用が不可欠であり、かつ、石炭に代替するものが事実上存在しないこと、

② 製品価格に占める石炭の費用の割合が高いこと、

から、石炭への課税に伴う鉄鋼等製造用石炭の価格上昇があった場合には、鉄鋼産業等の国際

競争力の低下や鉄鋼等を使用する製品の価格が高騰するおそれがあったこと等を踏まえ、国民経済等への影響にも配慮し、2年間の措置として、石油石炭税を免除する措置が講じられました。

その後、期限の到来に伴い適用期限が2年ごとに延長され、直近では、平成23年度税制改正により、適用期限が平成25年3月31日とされていました。

#### (2) 制度の概要

特定石炭を保税地域から引き取ろうとする場合において、引き取ろうとする者が、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けてその特定石炭を引き取る時は、その引取りに係る石油石炭税を免除することとされていました（旧措法90の4の2）。

## 2 改正の内容

「輸入特定石炭に係る石油石炭税の免税措置」の適用期限は、平成25年3月31日までとされていましたが、「輸入石油化学製品製造用揮発油等に

係る石油石炭税の免税措置」が適用期限の定めのない措置とすることとされたこと等を踏まえ、その適用期限を当分の間延長し、適用期限の定めのない措置とすることとされました（措法90の4の2）。

# 四 輸入沖縄発電用特定石炭に係る石油石炭税の免税措置の適用期限の延長等

## 1 改正前の制度の概要

### (1) 制度の趣旨

平成15年度税制改正において、石炭が石油石炭税の課税対象に追加されましたが、輸入石炭のうち、沖縄の発電用途のものについては、

- ① 需要規模が小さく原子力発電が困難であること、
  - ② 水力発電も限定的であり、また本土の電力システムを利用した広域融通ができないこと、
- といった沖縄県の特異な電力事情等に配慮し、沖縄振興の観点から、石油石炭税の免税措置が講じられました。

本措置については、租税特別措置法に規定されるとともに、沖縄振興特別措置法において、同法上の特例措置と位置づけられており、この免税措置の適用期限は、他の沖縄振興特別措置法に基づく租税特別措置と同様に、平成24年3月31日までとされてきました（旧措法90の4の3、旧沖縄振興特別措置法65）。

### (2) 制度の概要

沖縄発電用特定石炭（電気事業法による一般電気事業者又は卸売電気事業者が沖縄県の区域内にある事業場において発電の用に供する石炭をいいます。）を保税地域から引き取りようとする者が、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けてその沖縄発電用特定石炭を引き取る時は、その引取りに係る石油石炭税を免除することとされてきました（旧措法90の4の3）。

## 2 改正の背景及び内容

沖縄県における電気供給業は、電力供給における構造的な課題を抱える中、エネルギーセキュリティや経済性の観点から、石炭火力発電所の導入を中心に進められてきましたが、環境問題への適応、エネルギー供給源の多様化によるエネルギーセキュリティの向上等の観点から、石油や石炭に比べ燃焼時のCO<sub>2</sub>排出量が少ない液化天然ガスを燃料とした火力発電により、エネルギーセキュリティの向上及び電源の低炭素化を図ることを予定しているため、前述の沖縄県の特異事情に鑑み、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給を図るために、沖縄発電用特定液化天然ガス（電気事業法による一般電気事業者又は卸売電気事業者が沖縄県の区域内にある事業場において発電の用に供する液化天然ガスをいいます。）について石油石炭税の免税措置の対象にすることとされました（措法90の4の3）。

また、その適用期限については、平成24年3月31日までとされてきましたが、本免税措置については、事業者における経営効率化等の努力と相まって効果をもたらすことに留意することに鑑み、今後、電気料金の引き下げ効果等に係る検証を行っていくため、3年延長することとされ、平成27年3月31日までとされました（措法90の4の3）。

## 3 適用関係

沖縄発電用特定液化天然ガスについては、平成24年4月1日から保税地域より引き取られるものについて適用されます（改正法附則1）。

## 五 特定の国産石油製品に係る石油石炭税の還付措置の適用期限の延長

### 1 改正前の制度の概要

#### (1) 制度の趣旨

特定の石油化学製品の製造に使用される一定の輸入石油製品等については、前述二のとおり免税措置が講じられてきており、これとのバランス等を考慮して、平成元年度税制改正において、課税済みの原油等から国内において製造された石油化学製品製造用揮発油及び農林漁業用A重油について石油税の還付措置が講じられました。

その後、平成16年度税制改正において、還付措置の対象に石油化学製品製造用灯油及び軽油が追加されました。

#### (2) 制度の概要

「特定の国産石油製品に係る石油石炭税の還付措置」の具体的な内容は以下のとおりです。

(イ) 石油化学製品の製造者が、製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けて、課税済みの原油等から国内において製造された揮発油、灯油又は軽油を原料として、関税暫定措置法施行令第4条に掲げられている石油化学製品（灯油又は軽油にあっては、関税暫定措置法施行令第5条に掲げられている石油化学製品）を製造した場合には、その原料に供した国産揮発油等につき、1klにつき2,040円の税率により算出した石油石炭税額に相当する金額を国産揮発油等の製造者に還付することとされていました（旧措法90の5）。

(ロ) 農林漁業を営む者が、課税済みの原油等から国内において製造されたA重油で、農林漁業の用に供するものを購入した場合には、その購入した国産A重油につき、1klにつき2,040円の税率により算出した石油石炭税額に相当する金額を国産A重油の製造者に還付

することとされていました（旧措法90の6）。

### 2 改正の内容

「特定の国産石油製品に係る石油石炭税の還付措置」の適用期限は、平成24年3月31日までとされていましたが、このうち、「国産石油化学製品製造用揮発油等に係る石油石炭税の還付措置」（上記1(2)(イ)に係る還付措置）については、「輸入石油化学製品製造用揮発油等に係る石油石炭税の免税措置」が適用期限の定めのない措置とすることとされたことと併せて、これとのバランス等を考慮して、その適用期限を当分の間延長し、適用期限の定めのない措置とすることとされました（措法90の5）。

「国産農林漁業用A重油に係る石油石炭税の還付措置」（上記1(2)(ロ)に係る還付措置）については、その適用期限は、平成24年3月31日までとされていましたが、2年延長することとされ、平成26年3月31日までとされました（措法90の6）。

また、「国産石油化学製品製造用揮発油等に係る石油石炭税の還付措置」及び「国産農林漁業用A重油に係る石油石炭税の還付措置」は、前述一の「地球温暖化対策のための課税の特例」が創設され、平成24年10月1日より石油石炭税の税率が引き上げられることに伴い、それぞれの還付の計算の基礎となる税率が1klにつき2,800円とすることとされました（措法90の5、90の6）。

### 3 適用関係

「国産石油化学製品製造用揮発油等に係る石油石炭税の還付措置」及び「国産農林漁業用A重油に係る石油石炭税の還付措置」における還付の計算の基礎となる税率の改正については、平成24年10月1日から適用されます（改正法附則1三）。

また、当該税率について、「国産石油化学製品製造用揮発油等に係る石油石炭税の還付措置」に

については、平成24年10月1日から平成26年3月31日までは1klにつき2,290円、平成26年4月1日から平成28年3月31日までは1klにつき2,540円とする経過措置が講じられており（改正法附則

47）、「国産農林漁業用A重油に係る石油石炭税の還付措置」については、平成24年10月1日から平成26年3月31日までは1klにつき2,290円とする経過措置が講じられています（改正法附則48）。

## 六 国産石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付措置の適用期限の延長

### 1 改正前の制度の概要

#### (1) 制度の趣旨

平成9年度税制改正において、石油を巡る状況等に配慮し、石油資源の効率的な利用を促進するため、石油税の課税対象外とされている輸入石油アスファルト等と石油税課税済みの原料から国内において製造された石油アスファルト等（以下「国産石油アスファルト等」といいます。）との税負担の均衡を図り、原油から揮発油や軽油等を精製した残渣である国産石油アスファルト等が適切に消化されていくための流通環境を整備する観点から、2年間の措置として、国産石油アスファルト等について、原料段階で負担している石油税相当額を還付する措置が講じられました。

その後、期限の到来に伴い適用期限が2年ごとに延長され、直近では、平成23年度税制改正により、適用期限が平成25年3月31日とされていました。

#### (2) 制度の概要

石油石炭税課税済みの原油又は輸入石油製品を原料として国内において製造された石油アスファルト等を、その製造した製造場（石油アスファルト等を製造することにつきその製造場の所在地を所轄する税務署長の承認を受けた製造場に限られます。）から移出し、又はその製造場内において燃料として消費した場合には、その移出され又は消費された石油アスファルト等の数量に応じ、1klにつき2,040円として計算した石油石炭税相当額を、その石油アスファル

ト等を製造した者に還付することとされています（旧措法90の6の2）。

### 2 改正の内容

「国産石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付措置」の適用期限は、平成25年3月31日までとされていましたが、「輸入石油化学製品製造用揮発油等に係る石油石炭税の免税措置」が適用期限の定めのない措置とすることとされたことと併せて、輸入品と国産品の税負担のバランスを図るといった観点等も踏まえ、その適用期限を当分の間延長し、適用期限の定めのない措置とすることとされました。

また、前述一の「地球温暖化対策のための課税の特例」が創設され、平成24年10月1日より石油石炭税の税率が引き上げられることに伴い、国産石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付措置における還付の計算の基礎となる税率が1klにつき2,800円とすることとされました（措法90の6の2）。

### 3 適用関係

国産石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付措置における還付の計算の基礎となる税率の改正については、平成24年10月1日から適用されま

す（改正法附則1三）。

また、当該税率について、平成24年10月1日から平成26年3月31日までは1klにつき2,290円、平成26年4月1日から平成28年3月31日までは1klにつき2,540円とする経過措置が講じられています（改正措令附則29）。